

第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託 公募型プロポーザル実施要領

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、令和7年7月9日（水）から11日（金）に幕張メッセで開催される第37回日本モノづくりワールド第30回機械要素技術展に「岐阜県・各務原市ブース」を出展し、岐阜県内の航空宇宙関連企業が有する生産技術、品質保証能力をPRし、他産業分野への販路拡大を図ることを目指します。

「岐阜県・各務原市ブース」においては、公募で採択した県内事業者7者（予定）がそれぞれ自社の強みを訴えて販路開拓を行うことから、当業務委託により来場しやすいレイアウトや装飾を施すことで効果的なPRにつなげ、事業効果を高めることを目的とします。

第1 委託業務の概要

1 委託業務の名称

第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託

2 委託業務内容

別添『第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託公募型プロポーザル業務仕様書』のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和7年7月11日（金）まで

4 委託費の上限額： 1,910,700円（消費税額及び地方消費税額を含む）

5 その他

本業務委託は、令和7年度予算の成立が条件となります。

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加条件

本件プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であって、参加申込書の提出期限である令和7年3月17日現在において以下の要件をすべて満たすものとします。なお、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合、その時点で失格とします。

（1） 過去に幕張メッセ等で開催された機械要素技術展及び同等の展示会におい

- て、展示小間の設営装飾業務の実績を有すること。
- (2) 上記(1)において、実際に企画運営する総括責任者が地方公共団体又は公的機関の展示出展ブースにおける業務経験を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかにも該当しないこと。
- ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 国税、岐阜県税及び市町村税(岐阜県内に本支店または営業所等が所在する場合)を完納していること(徴収猶予に係るものを除く。)

2 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
実施要領などの公表・配布	令和7年2月17日(月)～3月7日(金)
実施要領等に関する質問受付	令和7年2月17日(月)～2月25日(火)
実施要領等に関する質問回答	令和7年3月5日(水)までに回答する
プロポーザル参加申込受付	令和7年2月17日(月)～3月7日(金)

企画提案書の受付	令和7年3月12日（水）～3月24日（月）
プレゼンテーションの実施	令和7年4月上旬（予定）
プロポーザル評価会議	プレゼンテーション終了後
評価会議結果の通知・公表	令和7年4月中旬（予定）

（２）実施要領等の公表・配布

- （ア）配布日時 令和7年2月17日（月）～3月7日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
- （イ）配布場所 センター各務原支所 技術振興部技術支援課
（〒509-0109 各務原市テクノプラザ1－1
テクノプラザものづくり支援センター5階）
- ※実施要領等は、センターホームページからも入手できます。
<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2025021701.asp>

（３）実施要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

本プロポーザルにかかる質問書（第1号様式）の取扱いについては、下記のとおりとします。

- （ア）質問書の受付締切 令和7年2月25日（火）午後5時必着
- （イ）質問書の提出方法 電子メールまたはFAXのいずれかの方法で提出してください。（メールアドレスおよびFAX番号は、「第7 連絡先」を参照してください。）
- （ウ）質問に対する回答
質問内容に対する回答は、令和7年3月5日（水）までにセンターホームページに掲載します。質問事項の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認してください。

（４）プロポーザル参加申込受付

- （ア）提出書類
- ① プロポーザル参加申込書（第2号様式）
 - ② 発行日が参加申込日より3ヵ月以内に発行された登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 - ③ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3の3、未納の税額がないことの証明）」（所管税務署が企画提案書提出期限の3ヶ月以内に発行したもの）
 - ④ 岐阜県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、
 - (i) 「完納証明書」（岐阜県の県税事務所が企画提案書提出期限の3ヶ月以内に発行したもの）
 - (ii) 「納税証明書」（本支店または営業所等の所在する岐阜県内の市町村が企画提案書提出期限の3ヶ月以内に発行したもの）

- (イ) 提出期限 令和 7 年 3 月 7 日(金)午後 5 時必着
(ウ) 提出先 センター各務原支所 技術振興部技術振興課
(エ) 提出方法 持参又は郵便(簡易書留またはレターパックに限る。)、民間事業者による信書便
(オ) 参加資格の確認結果通知については、受付後 1 週間をめどに回答します。

(5) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

- ①企画提案申請書(第 3 号様式) 1 部
- ②企画提案書(展示小間デザイン及び来場者へのアピール力・自社のアピール点・展示商談会設営実績等の内容を記載すること)、平面図、立面図、イメージ図、その他
9 部(原本 1 部、写し 8 部)
- ③見積書(様式任意) 9 部(原本 1 部、写し 8 部)
- ④会社パンフレット 9 部(HP 等の写しでも可)
- ⑤企画提案書の規格 様式等は、日本工業規格 A 4 型(一部 A 3 型資料折込使用可)とし、使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(イ) 提出期間

令和 7 年 3 月 1 2 日(水)から 3 月 2 4 日(月)午後 5 時必着

- (ウ) 提出先 センター各務原支所 技術振興部技術支援課
(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(6) プレゼンテーションの実施

提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (ア) 実施日時 令和 7 年 4 月上旬(予定)※詳細な時間は後日通知予定
(イ) 実施場所 各務原市産業文化センター内会議室(予定)
・ 1 事業者 20 分程度(10 分説明、10 分質疑応答)
・ 説明者は 3 名以内
・ 説明資料は提出いただいた企画提案資料のみ

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 実施要領に違反すると認められる場合
- オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を

求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 評価会議終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア 参加資格が確認された場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）第 25 条第 1 項の規定により、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式自由）をセンターに持参又は郵送により提出してください。

オ 各応募者の、他の応募者のプレゼンテーションの傍聴は、不可とします。

（８）見積書作成に当たっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

②見積内訳は、別紙様式（第 4 号様式）により記載してください。

(9) プロポーザル関係書類の送付先

センター各務原支所 技術振興部技術支援課

〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1-1

テクノプラザものづくり支援センター5階

Tel : 058-379-2212 FAX : 058-379-2215

E-mail : kyousoou*GPC-Gifu.or.jp

(注) E-mail の「*」を「@」と換えてお送りください。

第3 評価に係る事項

センターは、本仕様書に基づき提出された企画提案書を『機械要素技術展展示小間設営装飾業務プロポーザル選定委員会』（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀企画提案を選定します。

1 評価項目及び評価内容

別添1のとおり

2 評価会議

(1) 開催日時 令和7年4月上旬～中旬（予定）プレゼンテーション終了後

(2) 開催場所 各務原市産業文化センター内会議室（予定）

3 最優秀企画提案の選定方法

選定委員会において、次のとおり選定します。

ア 評価会議各構成員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。

イ 提案者ごとの評価点を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、評価点が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らを対象としたくじ引きにより順位を決定します。

ウ 最も順位が高い者を最優秀提案者として選定します。

エ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点(6割)を満たすときは、当該応募者を契約交渉の相手方とします。

4 選定結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目をセンターのホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

①最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称、評価点

- ②全提案者の名称(申込順)
 - ③全提案者の評価点(得点順)(提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。)
 - ④最優秀提案者の選定理由
 - ⑤評価会議構成員の氏名
 - ⑥最優秀提案者との契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合は、③は公表しません。

第4 契約方法に関する事項

- (1) センターは、選定した契約交渉の相手方と協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者(基準点を満たしたものに限る。)と協議を行うこととします。
- (2) 選定した契約候補者が、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を契約後に岐阜県から受けた場合は、原則契約を解除するものとします。
- (3) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有することとします。なお、契約金額は(1)により確定した金額とします。
- (5) 契約は、センター各務原支所技術振興部技術支援課において行います。
- (6) 監督及び検査 契約条項の定めるところによります。
- (7) 契約代金の支払い方法及び支払い時期 契約条項の定めるところによります。

第5 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、センターの承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 成果物の著作権はセンターに帰属するものとします。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、センターの検査後に支払うものとします。
- (4) 受託者が業務を行うに当たって個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項の個人情報をいう。)を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。
- (5) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 暴力団排除措置要綱による契約の解除

受注者が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第6条の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する個人または法人等（以下「暴排措置対象法人等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否してください。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をしてください。

ウ 発注所属に報告してください。

エ 契約の履行において、暴排措置対象法人等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、センターと協議を行ってください。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、センターは契約の取り消しができます。この場合、センターに生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、センター及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

第7 連絡先

〒509-0109

岐阜県各務原市テクノプラザ1-1

テクノプラザものづくり支援センター5階

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター各務原支所 技術支援課

Tel : 058-379-2212

FAX : 058-379-2215

E-mail : kyousou*gpc-gifu.or.jp

(注) E-mail の「*」を「@」と換えてお送りください。

担当：新田、野村

第1号様式

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
技術振興部技術支援課長 行

公 募 要 領 等 に 関 す る 質 問 書

『第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託』プロポーザル
実施要領等について、質問事項がありますので提出します。

法 人 名 称 :
所 在 地 :
担 当 者 名 :
電 話 :
F A X :
電子メール :

質問項目	(募集要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●
内容	●

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター技術振興部技術支援課

F A X 0 5 8 - 3 7 9 - 2 2 1 5

E-mail [kyousou@gpc-gifu.or.jp](mailto:kyouso@gpc-gifu.or.jp)

第2号様式

公募型プロポーザル参加申込書

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 あて

第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

令和7年 月 日

住所（所在地）

※参加希望者 商号又は名称

（フリガナ）

代表者職氏名

記

1. 案件名称

第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託

2. 誓約事項

（1）法人としての過去の実績

実施年	受託業務の名称	委託元団体名

（2）総括責任者の過去の業務経験

総括責任者氏名： _____

業務経験の内容

実施年	受託業務の名称	委託元地方公共団体等名称

(3) 当該公募型プロポーザル実施要領第2の1の(3)から(8)に抵触しません。

(4) 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

3. 添付書類

- ☐ 発行が3か月以内の登記簿謄本（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、または代表者事項証明書）
- ☐ 当該公募型プロポーザルに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- ☐ 発行が3か月以内の納税証明書【国税：その3の3】
- ☐ 岐阜県内に本支店または営業所を有する事業者の場合
 - ①岐阜県税：発行が3か月以内のすべての税目の完納証明書
 - ②本支店または営業所がある岐阜県内の市町村の発行が3か月以内の納税証明書【すべての税目の完納証明又は市町村民税と固定資産税】

4. 申請書記載に関する連絡先

所属の名称	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

※申請書及び委任状に記載の個人情報に関しては、当該公募型プロポーザル業のために利用する以外に使用しません。

また、その情報については、個人情報保護法に基づき適正に取り扱います。

企画提案申請書

令和7年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 あて

商号又は名称

所在地

代表者職氏名

⑩
(代表者印)

第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託を受託したく、
下記のとおり企画提案書を提出します。

記

- 1 提出資料
 - ・企画提案書
 - ・見積書
 - ・提案事業者の概要書
 - ・添付資料（平面図、立面図、イメージ図、その他）
- 2 提出部数
 - 9部（正本 1部、写し 8部）

※提案内容により適宜項目を追加修正してください。

金額単位：円

項 目	予 定 価 格			
	数量	単位	単価	金 額
A 企画立案・サポート 1 案件計画・進行費 ー統一したコンセプトの提案、調整業務				
B デザイン費 1 ブース全体デザイン費 2 ブース施工図作成費 3 パネルデザイン、入稿費(7社と岐阜県) 4 パネルデザイン、入稿費(ブース全体用)				
C タペストリー製作／サポート費 1 コンセプト作成・出展社説明会対応 2 タペストリー デザイン制作				
造作物基本構成				
D 床面工事費 1 パンチカーペット貼り 2 への字				
E 造作物基本構成費 1 上部造作 2 ツインパネル(メインパネル) 3 パラペット (全体装飾) 4 隣接壁面／システムパネル壁面 5 出展企業スペース a システム枠組み b 社名板パネル c 展示台 W ×D ×H d カウンターチェア 6 共用スペース a スtockヤード／システムパネル壁面 b スチールラック c スtockヤードドア d 展示台 W ×D ×H e 自治体受付台 W ×D ×H f 商談テーブル W ×D ×H g 商談椅子 7 小物・雑費・予備造作費				

※提案内容により適宜項目を追加修正してください。

金額単位：円

項 目	予 定 価 格			
	数量	単位	単価	金 額
F サイン工事費				
1 ブースパネルメインサイン				
2 社名板パネル				
3 岐阜県企業紹介パネル				
4 パラペット キャッチフレーズ				
5 受付サイン				
6 タペストリー A0 縫製				
7 タペストリー A0 (短辺通路側)				
8 カラーシート				
9 シート貼り工賃				
G 電気工事費				
1 LEDアームスポット／出展社スペース				
2 LEDアームスポット／メインサイン用				
3 二口コンセント 300W/100V				
4 電灯分電盤工事(1次幹線工事費別途)				
5 1次幹線工事費				
6 電気使用料金				
7 電気容量申請、1次側工事費振込手数料				
I 現場構成費				
1 設営・撤去人件費				
2 現場管理費				
3 搬入出運搬費				
4 廃材処理費				
5 その他雑費				
合 計				
端 数 処 理				
税 抜 き 予 定 価 格				
消 費 税 額				
予 定 価 格 (消 費 税 込 み)				

別添 1

第30回機械要素技術展「岐阜県・各務原市ブース」展示小間設営装飾業務委託
評価基準(評価項目及び評価内容)

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【事業の企画・実施】(80点) + 【事業の実施体制・運営】(20点) = 【評価点】(100点)

2 採点について

下記評価項目に基づき採点する。

なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点(60点以上)以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容		評価基準点				
1 事業の企画・実施(80点)		非常に優秀	優秀	ふつう	やや劣る	劣る
(1) 全体について(15点)						
	実施要領・仕様書に基づき、目的を十分理解した内容であり、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	15	12	9	6	3
(2) 展示小間設営装飾の企画・準備業務について(30点)						
	ブースへの来訪者増加につながるよう、創意工夫がなされた効果的な提案が盛り込まれているか。	30	24	18	12	6
(3) PR性(15点)						
	岐阜県・各務原市ブースであることが一目でわかるとともに、出展企業をPRする装飾となっているか。	15	12	9	6	3
(4) 専門性(20点)						
	展示会ブース装飾に関する経験やノウハウなど、当該委託業務の遂行に必要な能力や実績を有しているか。	20	16	12	8	4
1の小計						
2 事業実施体制・運営(20点)		非常に優秀	優秀	ふつう	やや劣る	劣る
(1) 実施体制(10点)						
	当該委託業務を適切に遂行できる体制を構築しているか。	10	8	6	4	2
(2) 経済合理性(10点)						
	十分な効果が期待できる適正な見積もりとなっているか。	10	8	6	4	2
2の小計						
総合計						